

## 農地の許可申請

◇農業委員会では、農地の有効利用と優良農地の確保を目指し農業委員会法、農地法等に基づいて、農地の権利移動や農地転用の業務などを行っています。

農地を農地として売買、貸借、贈与する場合の許可申請です。

農地法第3条申請

### ○許可要件

- ・申請する土地を含め、所有する全農地を効率的に利用して耕作を行うと認められること
- ・譲受人やその家族が常時農作業に従事すること
- ・取得後の農地面積が2ha以上となること
- ・申請する農地を譲受人が耕作することにより、周辺の農地利用に影響を与えないこと

### ○手続きの流れ

- ▼申請書、必要書類を提出
- ▼書類審査、現地調査の実施
- ▼総会で審議、許可（不許可）を決定
- ▼許可（不許可）指令書を交付

農地を宅地、牛舎、倉庫等農地以外の用地に転用する場合の許可申請です。自分の農地を転用する場合は4条、農地を買って（借りて）転用する場合は5条申請になります。

農地法第4条・5条申請

### ○許可要件

- ・農業振興地域の「農用区域内」でないこと
- ・立地基準・転用の確実性が認められること
- ・周辺農地への被害防除措置が適切に行われていること
- ・一時転用の場合、農地への原状回復が確実と認められること

### ○手続きの流れ

- ▼申請書、必要書類を提出
- ▼書類審査、現地調査の実施
- ▼総会で審議、北海道農業会議へ意見聴取
- ▼北海道農業会議より答申
- ▼許可（不許可）書を交付

### ○その他

- ・農用区域内の農地については、事前に農振除外の手続きが必要です  
農振除外の手続きは幕別町役場農林課農政係（Tel.54-6605）にお問い合わせください
- ・転用の内容により、必要書類等も異なりますので事前に農業委員会事務局へご相談ください
- ・周辺農地への被害防除措置が適切に行われていること
- ・一時転用の場合、農地への原状回復が確実と認められること

### ○罰則

- ・許可を受けずに農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画通りに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令や罰金等の適用もあります

## 各種申請は毎月10日まで

農地法に基づく各種許可申請（農地の売買、賃借権、転用など）や地目の現況証明願いの締切りは、毎月10日（閉庁日の場合は直後の開庁日）となっています。

書類を準備のうえ、農業委員会に申請をしてください。申請書の様式は幕別町のホームページからダウンロードできます。

[http://www.town.makubetsu.lg.jp/kanko\\_sangyo/nogyo/iinkai/kakusyuyousiki.html](http://www.town.makubetsu.lg.jp/kanko_sangyo/nogyo/iinkai/kakusyuyousiki.html)

### ○農地所有者へのお願い

農地は一度耕作をやめて数年経てば、原形が分からないほどに荒れてしまいます。

遊休農地（耕作放棄地）は、農地集積に支障をきたすだけでなく、周辺の病害虫発生を助長し、有害鳥獣の隠れ場所になるなど農業振興に悪影響をおよぼします。

また、ごみの不法投棄、火災発生の原因になるなど生活環境への悪影響も考えられますので、適正な管理をお願いします。